「《改訂》高槻市男女共同参画計画(素案)」に対するパブリックコメントの実施結果について

- 1 全体集計
- (1) 募集期間 平成29年12月20日(水)~平成30年1月19日(金)
- (2) 募集方法 郵送、FAX、電子申込、持参
- (3) 閲覧場所 人権・男女共同参画課(市役所総合センター8階)、行政資料コーナー(市役所本館 1階14番)、市ホームページ、男女共同参画センター(クロスパル高槻4階)、各支所、各市立公民館、各コミュニティセンター(工事期間中を除く)、各ふれあい文化センター
- (4) 意見者数 個人 10人、団体 2団体 提出方法別 郵 送 0人 FAX 3人、2団体 電子申込 6人 持 参 2人 ※FAXと持参の重複1件
- (5) 意見数 73件(延べ84件)

「《改訂》高槻市男女共同参画計画(素案)」に寄せられたご意見と本市の考え方及び対応

No.	ページ	部•章	意見項目	意見の要旨	市の考え方及び対応	対応結果
1	2	第1部第1章	2 計画の位置付け	「それらの計画と連携を図りながら」を「それらの計画と整合性を取りながら」とする。 同じく、下図の⇔部分の《連携》を、《整合性》とする。 「それらの計画と連携を図る」という表現はおかしい。様々な計画とは整合性をとるものである。 また、「連携」では、単に連絡しあうだけに終わる。 「市の様々な計画」の中身と、「男女共同計画」の視点と矛盾ないか点検する必要があるので、「整合性をとる」とする。	本計画は、他の計画とも密接に関連していることから、それらの計画と整合性を図りながら策定しております。 実施にあたりましては、男女共同参画の視点を持って、全 庁的に取り組んでまいります。 本計画では、複数の計画の推進に関しては、より積極的 に取組を進める意味合いを持つ「連携」といたします。	原案どおり
2	7	第1部第2章	1 計画の基本理念	「基本理念」等の「男女が」という表現について 「男女が、」とある表現を、「性別にかかわりなくあらゆる人が、」と 改める。 男でも女でもないと自認している性的マイノリティの人に配慮して 表現に変えるべき。	「基本理念」は、日本国憲法、男女共同参画社会基本法の理念と、高槻市男女共同参画推進条例に基づき、また前計画からの継続性に基づき、当該計画に掲げた基本理念を継承しています(P.7参照)ので、「男女が」といたします。	原案どおり
3	9	第1部第2章	2 計画の基本的視点	3(3)「あらゆる分野における女性の活躍の推進」の本文3行目の「・・重要です。」の後に、「そのため、女性が自らの意識や能力を向上させ、政治的、経済的、社会的、文化的な面で自己決定力をつけることが不可欠であり、女性のエンパワーメントを促進することが必要です。また、」を加える。 1995年国連世界女性会議で取り上げられた「女性のエンパワーメント」は重要な課題であり、そのことを明記しておくべきである。	ご指摘の部分は、高槻市男女共同参画審議会の委員より「5年前の視点である」とのご意見をいただき、現在の記述としております。	原案どおり

No.	ページ	部•章	意見項目	意見の要旨	市の考え方及び対応	対応結果
4	10	第1部第3章	1 世界の動き	世界経済フォーラムのジェンダー・ギャップ指数で日本は2016年144か国中114位に順位を落としました。2006年ジェンダー・ギャップ指数で、日本は80くらい、フランスは70くらいでほぼ同じぐらいでしたが、フランスはこの10年間で70くらいから17くらいまで上がり、日本は80位から114位まで30位以上ランクを下げています。フランスは新しく法律を作っていて、パリテ法という議会での男女同数を目指す法律など、ジェンダー平等義務が政府の中で重要な役割を果たしているのです。こうしたことも計画に盛り込むことが大事ではないでしょうか?	ご意見として承ります。	原案どおり
5	11	第1部第3章	1世界の動き	8行目から10行目の伊勢志摩サミットの記述を削除する。 G7伊勢志摩サミットは、フランス、米国、イギリス、西ドイツ、イタリア、カナダ、日本の経済成長のための会合であり、ここでの女性の活躍は経済成長のために打ち出したものである。したがって、男女共同参画の国連の動きとは別であり、差別を撤廃していく、人権を保障していくための会合ではなく、世界の動きに入れるべきではない。	力の開花が引き続き必要であること、新たな脅威(暴力的過激主義等)の中で女性の権利の尊重と積極的参加が一層必要であること、持続可能な開発目標(SDGs)の実施	原案どおり
6	11	第1部第3章	1世界の動き	「意見5」部分の削除のあとに、2016年に出された国連女性差別撤廃委員会の最終勧告が出されたことと、その主な内容を記述する。 国連女性差別撤廃委員会の見解や勧告について、ていねいに記述しているので、最新の勧告についても触れておくべきである。 P.143の年表の世界の動きにも、そのことが書かれおり、今後の課題でもある勧告内容を少しわかりやすく書いたほうがいい。	は、女性の婚姻年齢の引き上げや選択的天婦別氏制度、女性の再婚期間の廃止等がフォローアップ事項として挙げられましたが、これを受けて法改正が行われ、結果として「85-10 円板をよりを紹介された。」とも見れていた。	原案どおり
7	11	第1部第3章	2 国の動き	勤労婦人福祉法がもとになって男女雇用機会均等法ができたのは事実ですが、ここで、勤労福祉法や国籍法の改正ではなく、「男女機会均等法の制定」という文言が入る方がいいと思います。	ご指摘の部分について、「女子差別撤廃条約の批准に向けて、国籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定等がなされました。」と修正いたします。	修正
8	12	第1部第3章	2 国の動き	2009年の国連の女子差別撤廃委員会は女性差別撤廃委員会に 変えたほうがいいと思います。	「女子差別撤廃委員会」は、本市では、内閣府男女共同 参画局ならびに外務省の表記にのっとり「女子差別撤廃 委員会」といたします。	原案どおり

No.	ページ	部•章	意見項目	意見の要旨	市の考え方及び対応	対応結果
9	28	第2部第1章	2 計画の体系	計画の体系「男女平等教育」について「男女平等教育」を「ジェンダー平等教育」の用語に改める。2003年プランでは「ジェンダーフリー」の用語が使用されていた。性的マイノリティ生徒への配慮も必要だから、「男女平等」ではなく、「ジェンダー平等」を使用すべき。	第4次男女共同参画基本計画では「男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実」の項目における具体的な取組として「男女平等を推進する教育・学習」と記述されておりますので、本計画でも「男女平等教育」とします。また、「男女平等教育」でも性的マイノリティの子どもたちへの配慮はなされると考えます。	原案どおり
10	30	第2部第1章	2 計画の体系	「女性活躍加速のための重点方針」から見た本市施策の図中、 「取組方針4 働く場での男女平等推進」に 「(11)積極的格差是正措置への働きかけ」の項目が必要 (意見 2件)	「(11)積極的格差是正措置への働きかけ」を挿入いたします。	修正
11	32	第2部第1章	3 基本目標と取組方針 基本目標1	1行目に社会的性別(ジェンダー)の視点を定着、とありますが、 ジェンダー平等の視点としてください。 ジェンダーの視点は現在の社会的・文化的性別を肯定することに なってしまいますから。	「社会的性別(ジェンダー)の視点」とは、「ジェンダーが性別差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするもの」であり、原案どおりといたします。	原案どおり
12	32	第2部第1章	3 基本目標と取組方針 基本目標1	上段から9段目 「残っていることが挙げられます」 間違いではないが、「あげられます」と平仮名でよい。 広く一般市民に周知するためならば、上からの視線を感じるのは よくない。 (P.37) 中頃の段に2ヶ所「一定の成果を挙げた部分」「挙がってい ない部分」 ここは2ヶ所ともこのままでよい。	「残っていることが挙げられる」部分については、「一例を挙げる」などと同様であるとして、漢字表記が適切と考えます。	原案どおり

No.	ページ	部∙章	意見項目	意見の要旨	市の考え方及び対応	対応結果
13	33	第2部第1章	3 基本目標と取組方針 基本目標1 取組方針1	「市職員の管理職に占める女性の割合」は微減となっているが、 なぜなのかを解明する必要があると思います。	「高槻市特定事業主行動計画 仕事も家庭も"CHANT!" -ちゃんと-」の平成27年度改訂にあたり、平成26年度に人 事課にて45歳以下の全職員に対し、女性の活躍推進についての調査を実施し、動向の把握に努めております。	原案どおり
14	33	第2部第1章	3 基本目標と取組方針 基本目標1 取組方針1	文言の的確な表現に賛同します。 下段6行目「積極的格差是正措置」 他市の例には「積極的格差改善措置」となっている行動計画もあります。何を改善するのか。 「格差是正」という具体的内容を明記されていることに賛同します。	ご意見として承ります。	原案どおり
15	33	第2部第1章	3 基本目標と取組方針 基本目標1 取組方針1	上段2~3行目(P.77参照) そのとおりであるので、P.77の折れ線グラフをP.34に入れることはいかがでしょうか。一目瞭然でわかりやすい。あるいは上段7行目に加筆。 「目的意識をもって」の8文字追加 ~の目標達成には目的意識をもって一層の取り組みが必要です。 この折れ線グラフ、審議会等における女性委員の登用状況の推移がわかる。 国・大阪府・高槻市の比較で最低レベルとは残念。 国の指標「あらゆる分野に女性の登用率30%」を目標に、本気で取り組む必要大。 担当課・関係団体と問題点を共有・議論することが重要。今のままでは、5年後に40%以上は厳しいのでは?	本計画では、グラフ等の再掲示は行わず、該当する参照 ページを示す形に統一しております。 ご意見を今後の参考にさせていただきます。	原案どおり
16	36	第2部第1章	3 基本目標と取組方針 基本目標1 取組方針1 具体的施策(4) No.10	No. 10「えるぼし認定企業」の脚注が必要 (意見 2件)	P.36に「えるぼし認定企業」の脚注説明を以下のとおり追加します。 「厚生労働大臣による「えるぼし認定」を受けた企業を指す。「えるぼし認定」は、女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定・届出をした一般事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な事業主が、都道府県労働局への申請により得ることができる。『採用』『継続就業』『労働時間等の働き方』『管理職比率』『多様なキャリアコース』といった5項目の評価基準があり、項目数に応じて3段階の認定を受ける。」	修正

No.	ページ	部•章	意見項目	意見の要旨	市の考え方及び対応	対応結果
17	36	第2部第1章	3 基本目標と取組方針 基本目標1 取組方針1 具体的施策(4) No.11	自治会、PTA等の地域活動や市民公益活動等に携わるNPOの代表者や役員、NPOを加えてください。 市民公益活動に携わるNPOの数は増えましたが、まだまだ、代表者となると男性が多いといった実態があるため。	市民公益活動に関わるNPOは、「自治会、PTA『等』」に包含しております。	原案どおり
18	37	第2部第1章		「『男は仕事、女は家庭』との考えに『賛成である』とする回答は減少し」を「『男は仕事、女は家庭」との考えに『反対』とする回答は増加し」に修正する。 私たちがめざす理念「性別役割分業は否定」がどれだけ増えてきているかを示すほうがわかりやすい。 (意見2件)	P.16の市民意識調査は、高槻市の「現状」を分析する部分です。 ここで「賛成である」とする回答は、「賛成である」の減少幅の方が「反対である」の増加幅に比べ顕著となっています。 従って、今回は「賛成する人の割合の減少」を取り上げます。	原案どおり
19	37	第2部第1章	3 基本目標と取組方針 基本目標1 取組方針2	11行目に、「男女平等感の捉え方に男女差があることが伺えます」とありますが、何をもって「平等でない」と感じているかの分析がありません。 男性の場合、「女性専用車両」「チカン冤罪」「レディースデイ」を「平等でない」と捉えている場合もあり、単純に数を比較しても意味がないのではないでしょうか。 そもそも性別役割分担が「当たり前」になっていれば、「平等である」という認識になるので、設問が漠然としすぎており、目標が立てづらいのではないでしょうか。この段階でのこの意見は遅すぎるので、次回に活かしていただきたいです。 また、このフォームの「意見」と「理由」が分けにくく書きづらいです。	ご意見として承ります。	原案どおり

No.	ページ	部•章	意見項目	意見の要旨	市の考え方及び対応	対応結果
20	38	第2部第1章	3 基本目標と取組方針 基本目標1 取組方針2 具体的施策(5) No.12	所管に、「公民館」「子育て総合支援センター」を加える。 子育て世代が集まる場所での情報提供が必要である。	子育て総合支援センターや公民館にも情報提供機能は 一定ありますが、男女共同参画に関する情報・図書の収 集等については、男女共同参画センターや図書館にて担 うものといたします。	原案どおり
21	38	第2部第1章	3 基本目標と取組方針 基本目標1 取組方針2 具体的施策(6) No.16	「施策の方向」の法律名の中に、「男女共同参画基本法」を加える。 「男女共同参画基本法」は、男女共同参画に関する法律の核である。	「男女共同参画社会基本法」についても男女共同参画に 関する法律の1つとして「配偶者暴力防止法『など』」に包 含しております。	原案どおり
22	38	第2部第1章	3 基本目標と取組方針 基本目標1 取組方針2 具体的施策(6) No.16	所管に「産業振興課」を加える 女性活躍推進法や男女雇用機会均等法などに関する情報は、事業主への提供も重要である。	事業主への情報提供は、No15で産業振興課が実施いた します。	原案どおり
23	38	第2部第1章	3 基本目標と取組方針 基本目標1 取組方針2 具体的施策(6) No.17	「施策の方向」の「世界女性会議の成果等」を「国連世界女性会議の成果や国連女性差別撤廃委員会の勧告等」に修正する。 民間団体ではなく、国連の組織であることを明示するほうがわかりやすい。また、差別撤廃に重要なのは、条約批准国に対する国連の勧告であり、その情報の提供も明記する方が、具体性があり、わかりやすい。	「世界女性会議」は、国連が女性の地位向上を目的として開く会議として固有名詞化しています。	原案どおり

No.	ページ	部•章	意見項目	意見の要旨	市の考え方及び対応	対応結果
24	39	第2部第1章	3 基本目標と取組方針 基本目標1 取組方針2 具体的施策(6) No.20	所管課に「産業振興課」を付け加える。 女性活躍推進法に関する情報の提供先は事業主も対象である。	事業主への情報提供は、No15で産業振興課が実施いた します。	原案どおり
25	39	第2部第1章	3 基本目標と取組方針 基本目標1 取組方針2 具体的施策(7)	新たに、No.21として、「男女共同参画社会の実現に取り組んでいる団体やグループに対して、情報提供を行うとともに、交流を通じたネットワークの形成を図り、継続的な活動の支援を行う」を盛り込む。男女共同参画の推進は、第3部計画の推進にもあるように、市民やNPO、関係団体との連携が欠かせない。現在もすでに、男女共同参画センターの登録団体制度があり、登録団体の交流会があり、ロッカーの貸与など、継続的な活動の支援を行われている。そのことを明記すべきである。No.19には、現に行われているのであるから、同じように書くべきである。No.19だけだと、登録団体制度がなくなり、登録団体への継続的支援が行われなくなるのかと、推測してしまう。	施策のNo. 19に基づき、今後も引き続き、登録団体等に 対する支援を行ってまいります。	原案どおり
26	39	第2部第1章	3 基本目標と取組方針 基本目標1 取組方針2 具体的施策(7)	42ページNo.32の地域教育青少年課や公民館の方向にある様に、「男女共同参画に取り組むNPO等や男女共同参画センターで学習した市民との協働も視野に入れて取り組みます」をここにも記載してほしいです。 市民協働は、市民自治力、女性活躍にもつながります。	男女共同参画センターでは、男女共同参画に取り組む NPO等やセンターで学習した市民との協働を既に行って おり、No. 19の取組に包含しております。	原案どおり
27	39	第2部第1章	3 基本目標と取組方針 基本目標1 取組方針3	4行目 平成11年3月には「男女共生教育指導の手引き」を作成・配付するなど、とありますが「男女共生教育指導の手引き」の改定、また具体的計画として、73ページ「第1章 計画の推進体制 2 NPOとの連携」とあるように、他市では実現しているようなやり方で、児童生徒を対象とした男女平等教育に取り組んでいくべきと考えます。ネットやSNSの普及、子どもを消費者として購買意欲を高めるためのメディア戦略の中に性役割意識の強化があり、昨今の児童生徒の意識は後退しています。 JKビジネス、面前DV、デートDV、AV強要などの対策として、男女平等教育は必須です。		原案どおり

No.	ページ	部•章	意見項目	意見の要旨	市の考え方及び対応	対応結果
28	41	第2部第1章	3 基本目標と取組方針 基本目標1 取組方針3 具体的施策(8)	性的マイノリティの生徒たちに配慮した教育のガイドラインを設定します。」という項目を設ける。No.25の次にNo.26として次の項目を挿入。以下繰り下げの項目を挿入。 文部科学省では、2015年4月30日に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を通知した。性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、性的マイノリティの児童生徒に対する配慮は欠くことができない。教員の認識を深め、学校生活におけるきめ細かな対応を実施すべく、性的マイノリティの生徒たちに配慮した教育のガイドラインを設ける。 (意見 2件)	に根ざした日々の活動の中で、配慮しております。	原案どおり
29	41	第2部第1章	3 基本目標と取組方針 基本目標1 取組方針3 具体的施策(8) No.21	計画の作成、継続的な取り組み、をPDACサイクルで見直すかが明確ではありません。 外部の目や、児童生徒の意識調査が必要なのではないでしょうか。 時代は変化しています。従来通りのやり方を継続しているだけでは男女平等意識を推進することは無理です。 また、保育現場、学校現場だけでの取り組みでは、対応しきれないので、NPO等との連携が必要だと思います。	ご意見として承ります。	原案どおり
30	41	第2部第1章	3 基本目標と取組方針 基本目標1 取組方針3 具体的施策(8) No.22	「教員自身が自らの生き方、家庭や職場の人間関係の問題点を問い直し、家庭や職場の人間関係の問題点を認識し、改善することができる研修を、参加しやすい曜日・時間に配慮して実施します。また、ジェンダー問題、スクール・セクシュアル・ハラスメントの問題を取りあげた管理職研修を行います。」に訂正 03年度プランの文言は非常にすぐれていた。それを復活すべきと考える。また、管理職研修は重要である。	教職員研修は、男女共同参画の視点に立った学校づくりを進めるため、ご意見にあります内容を含んだ様々な教育課題に対応した形で計画的に実施しております。	原案どおり

No.	ページ	部•章	意見項目	意見の要旨	市の考え方及び対応	対応結果
31	41	第2部第1章	3 基本目標と取組方針 基本目標1 取組方針3 具体的施策(8)	はつを考慮した教育に取り組みます。」という項目を設ける。 最近、家族のありようが大きく変容している。教科書等には、ま ば、ひとい親家庭やステップファミリーなど、生活の名様な家庭の	各校において、既に新しい家族のありように配慮した教育を行っております。No.21に「学校園・保育所において、継続的に取り組みます。」と記載しており、新しい家族のありように配慮した教育についてもここに包含しております。	原案どおり
32	41	第2部第1章	3 基本目標と取組方針 基本目標1 取組方針3 具体的施策(8) No.30	「男女共同参画週間」について、6月23日から6月29日であることを明記する。 週間行事がいつなのか、国で決まっている。 具体的な日程の明記が必要。	ご意見として承ります。	原案どおり

No. ペ-	ージ 部	•章	意見項目	意見の要旨	市の考え方及び対応	対応結果
33 4	第2部第	到章	3 基本目標と取組方針 基本目標2	本文15行目に「社会システムの改革と同時に個々人の意識改革ともに社会システムの改革が必要です」とした方が良いと考えます。 より重要な「社会システムの改革」を先にもってきて強調する必要があると考えます。個人の意識改革が簡単にできれば世の中はもっと、男女が生きやすい世の中になっています。それができないから問題があるのです。より重要なのは、まずは社会システムの整備・改革ではないでしょうか。個人の意識はそのあとついてくるものだと思います。小さな違いかもしれませんが、男女共同参画計画であるからこそ、重要点を強調する必要があると考えます。よろしくお願いいたします。 男女が子育てや介護などの家庭責任を分かち合い、健康で豊かな生活を送るためには、「社会システムの変革と同時に個々人の意識改革が大切です」に修正する。 基本目標2は職場・家庭・地域における男女共同参画の推進についてあり、個人の意識改革だけではなく、社会全体で、取り組んで行くことを目標としている。これが書かれている段落は、ワークライフバランスについて書かれており、その段落末を、個人の意識改革で結ぶのは、段落の趣旨として矛盾している。答申通り、「個々人の意識改革とともに、社会システムの変革が大切です。」にする 文中、中段「・・社会システムの変革と同時に個々人の意識改革が大切です。」を、「個々人の意識改革とともに、社会システムの変革が大切です。」にする P27の「基本目標の方向性」に、「男女共同参画を推進する社会システムの実現」が重要とされている。社会システムの実現」が重要とされている。社会システムの整備が重要である。社会システムの整備が重要である。社会システムの整備が重要である。	なお、審議会でのご意見については、「第4回高槻市男女 共同参画審議会」の議事録に記載されておりますので、 ご確認下さい。	一部修正

「社会システムの改革と同時に個々人の意識改革が大切です」と ありますが、審議会での委員の意見を受けて、「答申」では、 「個々人の意識改革とともに社会システムの改革が必要です」と 修正されていました。 この筒所は社会システムの整備がいかに重要かを認識していた 審議会委員のかたが発言され、審議会で共有されて「答申」に入 れられたはずですが、審議会議事録からもこの部分の議論がぬ けて、元に戻されています。 この回の審議会を傍聴に行った方からこの経緯の報告を受けて 「さすが!」と楽しみしていただけに、この時の大事な議論が議事 録からも抜けているのは、意図的に思われ、明らかにトーンダウ ンしていて、大変失望しています。 せっかくの答申を生かして、ぜひこの筒所は、答申どおり「個々人 |の意識改革とともに社会システムの改革が必要です」に直してい ただきたいと思います。 先にも書きましたとおり、この会の審議会を傍聴に行った方からこ の経緯の報告を受けて、「さすが!」と高槻市の行政の意識の前 進をうれしく思っていましただけに、この時の大事な議論が議事録 からも抜けているのは、意図的であると思われ、明らかにトーンダ ウンしていて大変失望しています。 「社会システムの改革と同時に個々人の意識改革が大切です。」 を「個々人の意識改革とともに社会システムの改革が必要です」 に変えて下さい。 審議会での答申どおりにして下さい。 「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識が変っ て、「男は仕事、女は仕事と家事・育児・介護」となりました。 これを変えるには、社会システムの大胆な変革が必要です。審議 会を傍聴した人によると、かなり議論されたとのこと。 答申では、「個々人の意識改革ととも・・・」となっていたのに、言葉 はもとに戻っているとか。 政府にもどしどし提案してください。 産業振興課が企業にどの程度の働きかけができるのかわかりま せんが、少なくとも「高槻にある会社は長時間労働はありません。 男性の育児休業も、どこより進んでいます」となってほしいです。

No.	ページ	部•章	意見項目	意見の要旨	市の考え方及び対応	対応結果
34	43	第2部第1章	3 基本目標と取組方針 基本目標2	本文下から2行目 「外国人」を、現計画通り「外国人市民」に修正する。 高槻市では2009年3月に「高槻市多文化共生施策推進基本指針」が策定され、そのP18には、「『外国人市民』については、従来『外国籍市民』、「外国籍住民」、あるいは『在日外国人』と呼称してきましたが、今後は『外国人市民』と呼称することが望ましいと考えます」とある。そのため、現計画でも「外国人市民」としてきた。この指針が改訂されておらず、現在もこの指針が有効であるなら、現計画と同じように、「外国人市民」を使用すべきである。	「第4次男女共同参画基本計画」および府の「おおさか男女共同参画プラン2016-2020」にも同様の記載があります。 本市も、国・府の表記にのっとり「外国人」といたします。	原案どおり
35	45	第2部第1章	3 基本目標と取組方針 基本目標2 取組方針4	「近年、男女を問わず非正規雇用の比率が高まっています。このような就労形態は、多様な働き方を可能にしますが、その反面、不安定な環境に置かれ・・」のうち、「多様な働き方・・・その反面」部分を削除。 非正規雇用の良さのように書かれていますが、「多様な働き方」が保障されても、正規で安定した働き方にすべきです。 多様ということばが都合よく使われているように、最近特に感じます。 ヨーロッパでは、パートであれ、正規として権利も同じです。非正規の形を一般の仕事に取り入れてから、すべてが悪くなったと思います。 近年、男女を問わず非正規雇用の比率が高まっています。このような就労形態は、「多様な働き方を可能にしますが、その反面」・・ 「」はとる。正規で働きたくっても、非正規しか仕事がないなかで、こうした表現はいらない。また、高槻市における非正規の割合を最大限少なくする努力をするという表現が必要なのではないか。	では調査結果等をふまえ、「多様な働き方を可能にした」といたします。 「高槻市における非正規の割合を最大限少なくする努力」については、本市においては、過去からの行財政改革の取組を通じ、それぞれの業務の特性を見極めながら、正規職員だけでなく、非常勤職員など様々な形態の職員を任用し、限られた財源の中、人件費を抑制しながら業務を実施してまいりました。 今後、少子高齢化の進展などにより、行政運営の厳しされる以来する中、人件費が制の取組は、これからも継続	原案どおり
36	46	第2部第1章	3 基本目標と取組方針 基本目標2 取組方針4 具体的施策(10) No.34 No.36	所管に、「人権・男女共同参画課」「契約検査課」を加える。 情報は人権・男女共同参画課が収集することが多く、また、市の 公共調達で関係する企業には契約検査課からも啓発するのがふ さわしい。	No.34、No.36はともに企業への啓発であるため、産業振興課が所管となります。	原案どおり

No.	ページ	部•章	意見項目	意見の要旨	市の考え方及び対応	対応結果
37	46	第2部第1章	3 基本目標と取組方針 基本目標2 取組方針4 具体的施策(11) No.39	所管に「人権・男女共同参画課」を加える。 男女共同参画センターでも情報提供、啓発に取組む必要がある ため。	No.20で人権・男女共同参画課が収集し、産業振興課に提供した情報等を、No.39にて産業振興課が企業に提供いたしますので、No.39については産業振興課が所管となります。	原案どおり
38	46	第2部第1章	3 基本目標と取組方針 基本目標2 取組方針4 具体的施策(11) No.40	所管に、「契約検査課」を加える。 公共調達の市として方針を運用するのは「契約検査課」であるため。	公共調達では、各担当課が必要に応じ「総合評価一般入 札方式(プロポーザル)」を実施し、契約の相手方を決定 するものです。 このため、所管は「各担当課」と記載いたします。	原案どおり
39	46	第2部第1章	3 基本目標と取組方針 基本目標2 取組方針4 具体的施策(11) No.40	積極的格差是正措置・・について 「女性の就業促進、職域拡大等に貢献した企業等を市民に周知するなど・・」 ぜひ、そういう企業を公表し、シンポジウムなどして下さい。 公共調達における公正性、企業への加点、とても大切だと思います。 企業がやる気が起こるよう、大いにたたき、励まし、ニュースにして下さい。 高槻病院とか、大阪医大にはたくさん女性が働いていますが、看護職場の主力は女性ですが、彼女たちがほこりを持って働けるよう、その取組なども一般市民に公開してください。	ご意見として承ります。	原案どおり
40	46	第2部第1章	3 基本目標と取組方針 基本目標2 取組方針4 具体的施策(12) No.41	所管に「人権・男女共同参画課」を加える。 男女共同参画センターでも情報提供、啓発に取組む必要があるため。	No.41は企業への啓発であるため、産業振興課が所管となります。	原案どおり

No.	ページ	部•章	意見項目	意見の要旨	市の考え方及び対応	対応結果
41	47	第2部第1章	3 基本目標と取組方針 基本目標2 取組方針4 具体的施策(12) No.41	No.41に高槻市における非正規労働者の割合を極力おさえていく、という文言を挿入する。 他の企業の模範となるように。	本市においては、過去からの行財政改革の取組を通じ、それぞれの業務の特性を見極めながら、正規職員だけでなく、非常勤職員など様々な形態の職員を任用し、限られた財源の中、人件費を抑制しながら業務を実施してまいりました。今後、少子高齢化の進展などにより、行政運営の厳しさが見込まれる中、人件費抑制の取組は、これからも継続していかなければなりませんが、非常勤職員などの処遇については、平成32年度に施行されます地方公務員法の改正内容などを参考に、より良いものとなるよう現在検討を進めているところです。	原案どおり
42	47	第2部第1章	3 基本目標と取組方針 基本目標2 取組方針4 具体的施策(12) No.42	「ICT」の説明がいる。	「ICT」を記述する最初のページに、以下の脚注説明を追加します。 「『Information and Communication Technology』の略で、『情報伝達技術』と訳される。「情報技術」と表現される「IT」よりも、情報・知識の共有に焦点があてられ、情報伝達といった『コミュニケーション』が強調されている。」	修正
43	48	第2部第1章	3 基本目標と取組方針 基本目標2 取組方針5	文章全体が分かりにくいです。国のこと、市のこと、〇〇調査の結果、分析、考察等をきっちりと分けてわかるように書いてください。 読んでいて、国のことか、市の調査のことか、調査結果からみた 考察か、が分からず、全体として言いたいことが理解しずらいからです。よろしくお願いいたします	ご意見として承ります。 なおご指摘の部分の一部であるP.49に、行間余白が不必	一部修正
44	50	第2部第1章	3 基本目標と取組方針 基本目標2 取組方針5 具体的施策(13) No.45	所管に「人権・男女共同参画課」を入れる。 育児・介護休業法の取得や、子育てサポート企業の認定等についての情報提供は産業振興課かもしれないが、それらを普及させるためには男女共同参画課による担当課等への情報提供が必要不可欠であり、両輪で取り組むべきだと思うからです。	No.20で人権・男女共同参画課が収集し、産業振興課に提供した情報等を、No.45にて産業振興課が企業に提供いたしますので、No.45については産業振興課が所管となります。	原案どおり

No.	ページ	部•章	意見項目	意見の要旨	市の考え方及び対応	対応結果
45	F.1		3 基本目標と取組方針 基本目標2 第2部第1章 取組方針5	入所枠の弾力的運用を積極的に行うとともに、待機児童の解消のためには、公的責任で安心であずけられるように、0歳~5歳までを基本にしてほしい。 安上がりではなく、また親が2ヶ所に子どもをわかれて預けなくてはいけないなど、幼児教育は大切な機関です。 「弾力的運用」の内容が、保護者子どもにとってはよりよいものにしてほしい。	国は、待機児童の解消に向け緊急対策の必要があるとして、「待機児童解消加速化プラン」等で受け皿拡大を図り、本市も同プランに基づく取組を積極的に進めてきてお	原案どおり
	01	第2部第1章	具体的施策(14) No.51	保育所における待機児童の解消のため、引き続き、入所枠の弾力的運用を積極的に行うという提起は子どもの成長の観点が全く欠落している。待機児童の解消は公立保育所の増設で賄うべきであって詰め込み保育で解消すべきではない。	り、民間園のご協力もいただきながら、多様な保育ニーズにきめ細かく取り組んでまいります。	M.X.C 10 7
46	51	第2部第1章	3基本目標と取組方針 基本目標2 取組方針5 具体的施策(14)	談対応によって、育児不安等の軽減に努めます。 所管には、「人権・男女共同参画課、子育て総合支援センター、保 健所」があたる。	また、性別による固定的な役割分担意識を解消する啓発についても、子育て総合支援センター事業や、子ども保健課と人権・男女共同参画課との共同事業で実施するなど「No.48」にて取り組みを実施しております。	原案どおり
47	51	第2部第1章	3 基本目標と取組方針 基本目標2 取組方針5 具体的施策(14) No.53	所管に「公民館」「コミュニティセンター」を加える。 地域の子育てサークルの活動拠点は「公民館」が多く、もっとも身 近な場所での相談や情報提供はとても重要と思うからです。	公民館の事業については、No.48で前計画から継続して実施しているところです。 なお、「コミュニティセンター」は、地域の方々が、グループ活動等のために使われる公共の施設ですので、本計画における所管には該当いたしません。	原案どおり

No.	ページ	部∙章	意見項目	意見の要旨	市の考え方及び対応	対応結果
48	51	第2部第1章	3 基本目標と取組方針 基本目標2 取組方針5 具体的施策(15) No.55	55の文を2つに分解します。 55として、「ひとり親家庭では、仕事・育児・家事をひとりで担っていく必要から経済的・身体的・精神的な負担が大きくなっています。このため、高槻市ひとり親家庭等自立支援推進計画に基づき、母子家庭等就業・自立支援センター事業、母子・父子自立支援員による相談体制の充実、専門相談機関との連携強化など自立支援に向けた取り組みを推進します。」所管に「生活福祉支援課」を加えます。 56として、「生活困難を抱えたひとり親家庭に、児童扶養手当の給付、母子・父子・寡婦福祉貸付金の貸付、保育料の軽減等のさまざまな支援をとおしてセーフティネットの充実を図ります。所管には、「生活福祉支援課、人権・男女共同参画課、子育て総合支援センター」があたる。ひとり親家庭への支援は非常に重要な課題です。そのため、1つの文章を自立支援に向けた取組と、貧困対策に向けた取組の2つの取り組みに分けて記述すると、より明確になると思います。		原案どおり
49	52	第2部第1章	3 基本目標と取組方針 基本目標2 取組方針6	いまは地域で役員をやっていますが、地域での助け合いがとても大切だと痛感しています。ところが、名簿づくりはプライバシー侵害だということで、個人情報保護が過大すぎ、どことも四苦八苦しています。 「子ども食堂」が流行っていますが、「老人食堂」とか「町かどカフェ」も作りたいですね。 「街かどディハウス」の事業に「必ず介護予防体操を入れるべし」ということで、今までの自由な運営がやりにくくなったという話を聞きました。 補助金を出す以上、一定の条件は必要でしょうが、もっとのびのび自由な発想で地域の助け合いを進めてほしいものです。	ご意見として承ります。	原案どおり

No.	ページ	部•章	意見項目	意見の要旨	市の考え方及び対応	対応結果
50	52	第2部第1章	3 基本目標と取組方針 基本目標2 取組方針6	社会全体で高齢者介護を支える仕組みとして・・・のところに、街か どデイハウスの果たしている重要性を挿入する。	「街かどデイハウス」については、住民等の多様な主体が参画して行う多様なサービスによる地域の支え合い体制づくりの推進の中に包含しております。	原案どおり
51	52	第2部第1章	3 基本目標と取組方針 基本目標2 取組方針6 具体的施策(16) No.58	「街かどデイハウスへの支援」を入れる。	「こうした活動に携わるNPO『等』」に包含しております。	原案どおり
52	54	第2部第1章	3 基本目標と取組方針 基本目標2 取組方針6 具体的施策(17) No.59	「・・・女性の参加」を「・・・女性の参画」とする。 防災に、女性も単に参加するだけでなく、防災組織の計画・企画 段階から関わることが必要。	平成26年度策定の「高槻市地域防災計画」内の「自主防災体制の整備」では、「女性の参画」としていることから、本計画でも「参画」といたします。	修正
53	57	第2部第1章	3 基本目標と取組方針 基本目標3 取組方針7	最下段「・・・、男女が互いの性を尊重する【人権の】考え方を・・・」 のように、「【人権の】を挿入する。 性の教育は人権の教育である。	本計画の基本理念に基づき、「互いの性の尊重」は、「互いの人権の尊重」がベースとなったものとの考えております。	原案どおり
54	58	第2部第1章	3 基本目標と取組方針 基本目標3 取組方針7	下段「本市の刊行物」を「本市、及び市から補助金等を支出する団体等の刊行物」とする。 補助金団体等が発行する啓発冊子について、性差別的な文章が散見する。市の補助金支出団体の刊行物にも「広報等の作成手引き」を示し、ジェンダー平等を徹底する事が必要。その他、市民に対して直接人権啓発に関する事業を行う団体があれば、その団体も同様とすること。	ご意見として承ります。	原案どおり

No.	ページ	部•章	意見項目	意見の要旨	市の考え方及び対応	対応結果
55	59	第2部第1章	3 基本目標と取組方針 基本目標3 取組方針7 具体的施策(19)(20) No.69 No.71 No.73 No.74 No.75 No.76	No.69、No.71、No.73、No.74、No.75 No.76の所管課に、子育て世代包括支援センター含める。 子育て世代包括支援センターは、母子相談等を分野としているため、連携が必要と考える。	子育て世代包括支援センター事業は、平成28年から子ども保健課にて行っている事業であり、「所管」には該当いたしません。ご指摘のNo.73、No.74、No.75では、妊娠から出産までの切れ目ない支援を行うとの観点から「子ども保健課」を所管としております。 No.69、No.71は現行の所管としますが、情報共有の観点から庁内の連携を図ってまいります。	原案どおり
56	61	第2部第1章	3 基本目標と取組方針 基本目標3 取組方針7 具体的施策(22) No.84	学校教育での取り組みの中にリーディングリテラシー(読後感の発表(感想文含む)や、日常生活や教室で感じたことを自分のことばで言える。発信する力)を、メディア・リテラシーと同じく共有したい。広く市民に周知されたい。 医学生にアンケートしたところ、「ヘルス・リテラシー」を知らない学生が多かった。理由は、「学生時代習っていなかった」が最多。テレビコマーシャルにも健康に関するサプリメント・機具が数多くある。自分にあったサプリメント等を選ぶ力、見極める力は自己判断するまでに時間と、その品に対する科学的分析が必要。その情報発信の環境づくりも、メディアにおける女性の人権尊重に無縁ではない。	No.84は「具体的施策(22) メディアにおける女性の人権尊重とメディア・リテラシーの向上」のための施策の一環であるため、「メディア・リテラシー」のみといたします。	原案どおり
57	61	第2部第1章	3 基本目標と取組方針 基本目標3 取組方針7 具体的施策(22) No.81	ガイドライン「広報等の作成手引き」を、市の職員や関係団体の職員に広く周知・のように、具体的に明記する。 P.58には、ガイドライン「広報等の作成手引き」と書かれているが、 No.81では、単にガイドラインだけで、何のガイドラインか分からない。 また、市職員だけでなく、補助金団体等が発行する啓発冊子について、性差別的な文章が散見するので、関係団体の職員も含める。		原案どおり

No.	ページ	部•章	意見項目	意見の要旨	市の考え方及び対応	対応結果
58	61	第2部第1章	3 基本目標と取組方針 基本目標3 取組方針7 具体的施策(22) No.84	No.84の所管課に、公民館も含める。 地域での啓発講座の開催が重要と考える。	公民館における啓発活動はNo.81で実施しております。	原案どおり
59	61	第2部第1章	3 基本目標と取組方針 基本目標3 取組方針8	リベンジポルノ・JKビジネス・児童ポルノ・AV強要・面前DVなど、新しい課題が増えてきました。そういった課題を明記してください。中間見直しは、到達地点を明確にすることのみならず、新たに生まれてきた課題についても明確にしておくべきだと思います。	P.61 「取組方針8」説明冒頭部分の「DV、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、性犯罪、買売春『など』、あらゆる暴力を防止・・・」に様々な課題を包含しております。	原案どおり
60	62	第2部第1章	3 基本目標と取組方針 基本目標3 取組方針8	下段部分、「・・様々な手続きが精神的負担になる場合があります」を削除し、「被害者の置かれた状況を・・・(中略)・・・相互に連携して様々な手続きが負担にならないよう支援を行います」にする。 様々な手続きがプレッシャーとなるのは、煩雑な手続きが理由なので、負担にならないような支援を行うのが当然と考える。	被害者には手続きへの負担や複数の生活課題があることをふまえ、下から5行目で関係各課や関係機関が相互に連携して支援を行うことを述べております。	原案どおり
61	63	第2部第1章	3 基本目標と取組方針 基本目標3 取組方針8 具体的施策(23) No.88	No.88の「男女共同参画週間」及び「女性に対する暴力をなくす運動期間」に、それぞれ(6月23日から6月29日)(11月12日から11月25日)と、具体的な期間を加える。	ご意見として承ります。	原案どおり
62	66	第2部第1章	「配偶者等からの暴力の被害 者支援のネットワーク」の図	図の真ん中の高槻市の関係部署の中に子育て世代包括支援センターを入れる。 子育て世代包括支援センターは、母子相談等を多難等しているため、相談の中で暴力を発見することがあると考える	「子育て世代包括支援センター」は所管には該当せず事業の一つとして子ども保健課にて行っております。 ご指摘の図においても、「子ども保健課」を庁内の連携課として記載しております。	原案どおり

No.	ページ	部•章	意見項目	意見の要旨	市の考え方及び対応	対応結果
63	68	第2部第2章	施策の指標	男女共同参画を推進する社会システムの実現の指標の中に、男女共同参画センターに関する指標(たとえば、講座数、資料等の貸出件数など)を一つ入れるべきである。 男女共同参画センターは男女共同参画を推進する拠点施設であり、センターがいかに市民が利用し、施策推進に取り組んでいるかがわかる指標があると、市の姿勢が分かりやすい。	施策の指標は、様々な取組から得られた成果を計るものですので、男女共同参画センターにおける講座や資料の貸出など啓発事業の実施は、指標にはなじまないと考えます。	原案どおり
64	69	第2部第2章	施策の指標	指標「性別による役割分担に賛成する人の割合」を、「性別による 役割分担に反対する人の割合」に修正する。 私たちがめざしている理念をきちんと書いた方がよい。	市民意識調査による現状分析を「賛成する人の割合」として行っていること、また本計画が10年間の「男女共同参画計画」における中間見直しであり継続性を持つ必要があることから、前計画と同じ「賛成する人の割合」を採用いたします。	原案どおり
65	70	第2部第2章	施策の指標	市男性職員の平成30年の育休取得率10%は低すぎます。せめて20%に。 低い理由、目指す目標等49ページあたりにもっと書き込んでください。自治体職員は他の事業所のモデルになる必要があります。 高槻市の男性職員が20%育休取得すれば他の自治体や一般の事業所のモデルになることが出来ます。	に到達させることを目標に掲げており、本市においても	原案どおり
66	70	第2部第2章	施策の指標	高槻市をモデルにするということで、市の男性職員の育児参加休暇とか配偶者の出産休暇取得率を平成31年度までに100%にする ー すばらしいことです。他の職場にも広まってほしいです。 昔と比べ、保育所に子どもを連れて行く男性が多くなって嬉しいです。1日は24時間しかないのですから、人生は一度しかないのですから、その時代の持つ可能性を十分に活用しましょう。 平和な日本のもとに。	本市では、特定事業主行動計画において、平成31年度 (2019年度)までに男性の育児休業の取得率を10%とする目標を掲げ、取得啓発の取組を進めているところで、当計画の目標数値を参考に今回の数値を設定したものです。 今後も、市内事業者の模範となれるよう、更なる育児休業の取得率向上に努めてまいります。	原案どおり
67	73	第3部第1章	1 庁内の推進体制	本文中に男女共同参画審議会を加える。 男女共同参画審議会は施策推進の提言やチェックなど重要な役割を果たしており、明記すべきである。	高槻市男女共同参画審議会は、条例に基づき、市長の諮問に応じて男女共同参画社会の形成に関する基本的な方針、重要な施策及び事項に関すること等を調査審議する機関ですので、「庁内の推進体制」には該当いたしません。	原案どおり

No.	ページ	部∙章	意見項目	意見の要旨	市の考え方及び対応	対応結果
68	73	第3部第1章	1 庁内の推進体制	計画の推進体制に、新たに、「4 国や大阪府、近隣自治体と連携する」を加える。 男女共同参画施策の推進は、高槻市単独でできるものではなく、 国や大阪府、近隣自治体と連携しなければ推進できないため。	男女共同参画社会の形成に向けて、今後とも国や府、近 隣自治体、関係機関等と連携し、施策を実施してまいりま す。	原案どおり
69	74	 	施策の目標(指標)設定、 評価等	計画の進行管理の左下図に、副市長は1名か、2名か、庁議構成員とは具体的にどのような役職の人なのか、幹事会のメンバーも具体的に明記する。行政計画は市民にもわかりやすくすべきで、庁議構成員、幹事会など、市民にはどのような組織なのかさっぱりわからない。多くの課で取り組んでいること市民に説明責任を果たすために、ぜひ、庁内推進機関は具体的に書くべきである。	男女共同参画推進本部は、市長を本部長とし、庁議構成員である部長級職員で構成しております。また、同推進本部には、関係課長で構成する幹事会を設けて、関係各課が連携しながら施策を推進しております。 人権・男女共同参画課は同組織の事務局となっております。	原案どおり
70	110	資料編	3 法令·条例	「3の法令・条例」中の掲載順番について、条約、法律、条例にしたほうがよい。制定順番になっているようだが、こういう場合は、上位法から並べるほうがわかりやすい	本計画では、制定順の掲載とします。	原案どおり
71	110	資料編	3 法令·条例	法律の中に、男女雇用機会均等法も加える。 男女雇用機会均等法も重要な法律である。	本計画は、P.2「本計画の位置づけ」にあるように、「男女 共同参画社会基本法に基づく計画」であるほか、配偶者 暴力防止法に基づく基本計画であり、また女性活躍推進 法に基づく市町村推進計画を含む計画となっています。こ のことから、この3つの法律に限定して資料編に掲載をし ております。	原案どおり
72	110	資料編	3 法令·条例	高槻市分として、条例だけでなく、審議会、苦情処理、推進本部規則も加える。 高槻市の男女共同参画に推進に関する根拠法規を網羅していただくと、市民にはわかりやすい。	「高槻市男女共同参画審議会」は、高槻市男女共同参画推進条例の第20条に設置が定められ、P.131に掲載をしています。また、「男女共同参画施策苦情処理制度」や「高槻市男女共同参画推進本部」はそれぞれ「規則」で定めており、本計画には記載いたしません。	原案どおり
73	143	資料編	4 男女共同参画行政の あゆみ(年表)	項目の表記で「日本」と「国」が混在している。	表区分について「日本」を「国」に修正いたします。	修正